

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第40回）議事録

1. 日時 令和4年5月19日（木） 13:00～14:00

2. 場所 WEB会議による開催

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、相田 仁 主査代理、岡田 羊祐 委員、大谷 和子 専門委員、
関口 博正 専門委員、長田 三紀 専門委員、三尾 美枝子 専門委員、
三友 仁志 専門委員、若林 亜理砂 専門委員（以上、9名）

② 総務省

二宮 総合通信基盤局長、北林 電気通信事業部長、林 総合通信基盤局総務課長、
木村 事業政策課長、飯村 事業政策課市場評価企画官、川野 事業政策課課長補佐、
川野 料金サービス課長、寺本 料金サービス課企画官、
永井 料金サービス課課長補佐、河合 料金サービス課課長補佐、
古賀 電気通信技術システム課長、鈴木 番号企画室長、
片桐 消費者行政第一課長、渋谷 消費者行政第一課企画官、小川 消費者行政第二課長

4. 議題

固定電話網のIP網への移行に向けた取組状況について

○山内主査　それでは、定刻になりましたので、始めたいと思います。皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、「情報通信審議会　電気通信事業政策部会　電話網移行円滑化委員会（第４０回）」を開催したいと思います。

本日の出欠状況でございますが、本日は石井委員、内田委員、北委員が御欠席ということでございます。もちろん定数的なものは問題ないと思います。

それから、本日の会議につきましては、ウェブ会議での開催、また、一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただいているところであります。

それでは、まず、事務局からウェブ会議システム・配付資料の関係で、留意事項等を御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○川野事業政策課課長補佐　事務局でございます。本日、御発言に当たりましては、お名前を冒頭に言及いただけますようお願いいたします。

また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

チャット機能がございますので、音声がつながらなくなった場合などに、必要があれば、こちらも御活用いただければと思います。ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数でございますが、事前に事務局よりお送りしております、URLにログインし直していただければ幸いです。

次に、配付資料の確認をいたします。議事次第に記載のとおり、本日の資料は２点になります。１点目が資料４０－１「PSTNマイグレーションに関連する制度整備等の状況について」、２点目が資料４０－２「固定電話のIP網への移行に向けた取組状況について」となっております。なお、資料４０－２には、委員限りとしている情報が含まれておりますので、当該資料に関する御発言の際は、御配慮いただきますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○山内主査　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題は固定電話網のIP網への移行に向けた取組状況についてということでございまして、これは平成になりますが、平成２９年９月に取りまとめた答申に基づく取組のフォローアップというものでございます。これをやるということです。

それでは、さっき、資料がありましたけど、資料の４０－１ですか、これに基づいて事務局から御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○飯村事業政策課市場評価企画官 ありがとうございます。事務局から説明させていただきます。

資料40-1「PSTNマイグレーションに関連する制度整備等の状況について」を御覧ください。

1ページ目でございますが、前回会合から1年経過していることから、改めて簡単に御説明させていただきます。固定電話網のIP網への移行について、NTTは加入電話の契約数等の減少、2025年頃に中継交換機等が維持限界を迎えることを踏まえまして、2015年11月に公衆交換電話網(PSTN)をIP網へ移行する構想を発表いたしました。その後、総務大臣より、固定電話網の円滑な移行の在り方について、情報通信審議会に諮問し、一次答申、二次答申をお取りまとめいただきまして、同答申を踏まえて、総務省において、必要な制度整備の実施、また、NTT東日本、西日本、関係事業者において、IP網移行に向けた準備、取組を実施しているところでございます。

2ページ目、スケジュールでございますが、詳細は後ほどNTT様より御説明がございましたけれども、光電話のIP相互接続は、昨年より東西にて接続を開始し、加入電話の発着において、2022年度、23年度から、それぞれ接続ルート切替開始予定でございます。こちらは、②の固定電話着の接続ルート切替開始時期につきまして、昨年報告時点では、2023年1月開始予定でございましたが、前倒しをして、2022年6月に開始予定とのことでございます。着実に進め、2025年1月に、IP網への接続ルート切替が完了する予定といったスケジュールで進められてございます。

3点目でございますが、審議会二次答申におきまして、答申に基づく取組が適切かつ着実に実施されているかにつきまして、NTTから定期的な報告を求め、フォローアップすることが適当と答申いただきましたことを基に、本委員会において、取組状況のフォローアップを実施いただいているというものになります。

4ページ目でございます。総務省において、関連する制度整備を実施してございます。詳細は、そちらの表にあるとおりですが、主にIP網への移行を踏まえた接続制度の整備、音声接続料の規定の整備、技術基準の整備、電気通信番号に関する制度整備等を行っています。昨年からの差分といたしまして、表の一番上、電気通信事業法の制度改正になりますけれども、参考の6ページ目を御覧いただければと思います。昨年9月の審議会にて答申いただきました、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申を踏まえ、第一種指定電気通信設備制度で指定事業者の決定のための加入者回線の占有率を算定する範囲を見直すもので

ございまして、電気通信事業法改正案を今国会に提出しているところでございます。具体的には、これまで加入者回線の占有率の算定範囲を都道府県単位としておりましたものを、各事業者の業務区域に変更するものでございます。NTT東西であれば、それぞれ東日本、西日本となります。

また、4ページ目にお戻りいただきまして、もう1点、本年の改正事項といたしましては、表の上から3つ目、IP網移行への移行期間中における長期増分費用方式、LRIC方式に基づく接続料算定に係る規定の整備でございます。詳細は参考の11ページ目から13ページ目にございますが、主にIP網移行後の網構成を反映した、新たなIP-LRICモデルを用いた接続料算定の規定等でございます。これらについて、本年4月より施行となっております。

以上、簡単ではございますが、総務省より御報告をさせていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

○山内主査 どうもありがとうございました。総務省から、フォローアップ委員会の今までの経緯と趣旨、それを御説明いただいて、それから大ざっぱに、大ざっぱにというのは変だけれども、進行状況を説明いただいて、それから、関連する法整備のお話もいただいたということでございます。

内容については、後でNTTさんから御説明いただくわけですが、ただいまの事務局からの説明について、何か御質問、御意見等あればお願いしたいと思いますが、今日はウェブ会議でやっております。まずは、文字メッセージで御希望の旨を御連絡いただいて、チャット等、それで私のほうから順次、指名させていただくことにしたいと思います。指名いたしますので、指名された方は御発言ですが、このときに、一応マイクとカメラをオンにして、最初にお名前をおっしゃっていただいて御発言という手順でいきたいと思っております。

ですから、チャット欄で書いていただくというのが1つですけど、もう一つは、マイクとカメラをオンです。ただ、通信状況によって、カメラをオンにしないほうがいい場合もあるかもしれませんので、その辺は適宜、御判断いただければと思います。

それでは、いかがでございましょう。どなたか御発言希望いらっしゃいますか。特によろしいですか。これはいきさつ、経緯のところでございますので、後ほど全体的な議論ということでお願いするので、それでは、議事は進行させていただこうかと思っております。

今、申し上げたように、次はNTT様からの御説明ということ、資料40-2に基づいて、進展状況とございますか、御説明いただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○NTT東日本（井上） NTT東日本の井上でございます。NTT東西を代表して、御報告させていただきます。固定電話のIP網への移行に向けた取組状況ということで、この1年間の取組について、御報告させていただきます。

資料の2ページから、まず、スケジュールとIP網移行についてです。3ページは、これまでの経緯になります。2010年11月の概括的展望の公表以降、NTT持株及び東西より公表をしてきた概要について、まとめてございます。

4ページでは、本年1月に固定電話のIP網移行後のサービスについて公表させていただきました。その詳細につきましては、この後、御説明させていただきます。

5ページでは、2024年1月のIP網移行開始に向けたスケジュールをまとめてございます。

6ページでは、本年1月に公表させていただきました内容を御説明申し上げます。基本的な音声サービスは継続提供、お客様宅での工事は不要であり、電話機等は継続利用が可能でございます。基本料は、現状と同額であり、通話料につきましては、IP網という特性を活かしまして、お客様にとってわかりやすい形で全国一律のフラットな料金体系へ変更することとします。また、NTT東西と他事業者のお客様との間の通話も継続して提供するということとさせていただきます。継続させていただく主なサービスは、ここに記載のとおりでございます。

それから、7ページ目でございます。7ページ目上段、2024年1月に提供終了となるサービスにつきましては、既に終了する旨を公表の上、ダイレクトメール等で御案内してまいりました。本年1月には、新たにIP網への移行に伴い、マイライン及びマイラインプラスを終了させていただくこと、また、通話料をシンプルでフラットな料金体系とすることに伴って、これまで提供している通話料割引サービスを終了させていただくことについて、公表しているところでございます。

8ページでございます。2024年以降の固定電話への移行手続につきましては、加入電話及びINSネットに係る契約はそのまま継続することとし、特別な手続は不要ということにさせていただきます。

9ページでございます。ここまで御説明申し上げました公表内容につきまして、2022年2月より、ダイレクトメールにて御案内を実施させていただいております。また、2023年初頭にも再度ダイレクトメールを送付することとし、今後も丁寧に御案内を進めていく考えでございます。

10ページでございます。送付させていただいておりますダイレクトメールに対するお客

様の声となります。全加入電話及びINSネットの御契約者様に送付しているものでございまして、東西合わせて約1,200万通となりますので、複数か月に分けて、送付をさせていただいているところでございます。2022年3月末時点でダイレクトメールに対するお客様からの反応率は1%未満というところでございます。主な問合せ内容は、ダイレクトメールの内容について、それからマイラインや終了するサービスについて教えてほしいといったものになってございます。また、当社としまして、現時点においては、悪質な販売勧誘の被害等は確認できてございません。

11ページですけれども、ここからはお客様対応に関する状況について御説明申し上げます。

12ページでございます。お客様対応の体制ですが、これにつきましては、昨年度と同様に、専用窓口に加えまして、お客様と接点を持つ全ての窓口で対応を行っております。

13ページからは、終了するサービスと継続するサービスに分けまして、具体的な取組を御説明いたします。まずは、INSネットデジタル通信モードについての取組です。

14ページでございます。INSネットデジタル通信モードは、都度、御利用いただくサービスでございまして、契約型ではございません。主な利用用途としましては、記載している11の用途を確認しており、いずれも業界特有の用途というものが多くなってございます。ですので、各業界団体様や関連企業様との連携により対応しているのが青色でハッチングしている7用途、それから、NTT東西が直接お客様に対応する4用途に分けて、対応を行っているところでございます。いずれも、お客様への御案内はおおむね完了してございます。並行して、デジタル通信モードの補完策、こちらの接続検証につきましても、各メーカー様と連携し、着実に実行しているところでございます。

15ページでございます。今申し上げました補完策、こちらの検証状況になります。詳細は割愛しますが、11の用途ごとに接続検証を進めておりまして、現時点では全て通信可能ということになってございます。

16ページは、11用途ごとに主なお客様、それからサービスのイメージをまとめてございますので、御参考ください。

17ページからは、用途ごとの取組について御説明申し上げます。昨年、御報告申し上げました資料をベースに、今後の取組を青字にて追記してございます。各業界団体様や関連企業様との連携により対応している7用途のうち、まず、クレジットカード端末及びPOSの用途についてです。左上のとおり、デジタル通信モードはクレジットの磁気認証、黒い磁気ストラ

イブを機器にスライドして読み込ませる用途で使われてまいりました。2018年の割賦販売法改正により、セキュリティーの強いIC認証が義務化されてございます。その結果、ICチップ対応のCCTという端末の普及が95.7%、ICチップを実装したカードも99.5%の普及率となっており、それに伴いまして、おおむね移行は完了しているというところがございます。今後は、デジタル通信モードの利用料が発生しているお客様に面的に対応していく中で、ご利用中のお客様に接点を持った場合に、個別に移行を支援していくという方針でございます。

18ページでございます。レセプトオンラインにつきましても、行政による制度改定に伴い、移行が進んでいる用途になります。具体的には、厚生労働省様からオンライン資格確認の推奨がなされておりまして、端末代に補助金が適用されております。オンライン資格確認の導入に合わせたレセプトオンラインのIP化提案を、NTT東西、あるいは医療機器ベンダー様が各医療施設へ実施しているといった段階でございます。オンライン資格確認そのものは、昨年より運用が開始されまして、現在、約6割程度の医療機関から申込みが入っていると公表されてございます。関係団体へのヒアリングによると、現在も約1,600の医療機関様が、デジタル通信モードをご利用いただいているということでございますが、今年度中に、ご利用中の医療機関様への提案を完了させる考えでございます。

19ページでございます。電子バンキングについては、全国銀行協会様にて新標準プロトコルが制定されまして、IPの手順が確立しました。これを受けて、弊社とベンダー様が協力して、2024年1月までに移行が完了するよう、活動を行っているところです。各銀行様の移行の目処が見えてまいりましたので、銀行様の移行に合わせて、銀行様のその先にいらっしゃる取引先の企業のお客様にも移行していただくということになります。現在、IPへ移行済みの銀行様と連携して、銀行のお客様へのサポート施策を展開しておりまして、こういったサポートを御希望される銀行様とは、順次連携を開始していきたいと考えてございます。現在、10の銀行様とはサポートを開始、または開始に向けて協議をしている段階でございまして、残りの銀行様に対しても、今年度中にサポートの要否、これについてヒアリングをさせていただく予定でございます。

20ページでございます。今、申し上げました銀行様との連携の具体例でございます。NTT東西が運営する専用窓口につきまして、銀行様から銀行のお客様であるエンドユーザー様へ御案内いただく、その後、電子バンキングシステムのベンダー様とNTT東西が連携して回線のIP化、あるいは新しいソフトの導入について御案内申し上げますと、このような流れにな

っております。

21ページでございます。電子商取引、EDIにつきましても、業界団体の方針が確立しております。中心となる企業様のIPへの移行に伴い取引先企業もIPへ移行する、このような流れになります。具体的には、インターネットEDIへの移行方針が、JiEDIA様から出てございます。各業界の標準仕様等に合わせ、EDIベンダー様に更改を進めていただいているところでございます。現在は、回線保有数の多い企業を中心に移行が進んでいるとお聞きしておりますので、電子バンキングと同様、回線保有数の多い企業様やEDIベンダー様と連携しながら、取引先企業様のIP移行に関するサポートの要否についてお伺いしてまいります。具体的には、資料に記載の石油化学工業協会様など、団体様を通じて、各業界の企業様へのヒアリングを実施する予定でございます。

22ページでございます。こちらはもっともユーザーが多いと推定されております、警備についてになります。全国警備業協会様と連携しながら、特に回線保有数の多い警備会社様と個別に議論を進めさせていただいております。エンドユーザー様が多いことから、つなぎで補完策も御利用いただきつつ、モバイル、あるいは、光サービスなどへの移行について、会社ごとの方針が固まってきているところでございます。今年度より移行期間に入っておりますので、弊社も警備会社様と連携をさらに強化して、お客様対応を実施してまいります。

それから23ページでございます。ラジオにおけるデジタル通信モードの利用方法でございますが、主に外部からの中継用ということになります。放送品質を保つという上でも、光サービスをベースとしつつ、モバイルも補完的に活用していただいているところでございます。主要局様とは、光サービス特有の開通納期など、個別課題について議論させていただいております。例えば、開通納期を短くする短納期メニューの活用など、様々な対策を講じながら、方向性が見えてきているところでございます。今後につきましては、光サービスに対応した放送機器、コーデック機器の導入に合わせて、回線の光サービス移行を進めつつ、主要局以外の他のラジオ局様との対応も並行して進めてまいります。

24ページからは、NTT東西が直接お客様に対応する4つの用途について御説明申し上げます。まず、銀行ATMでございます。バックアップ用の回線にデジタル通信モードを御利用いただいているというケースでございます。各地方銀行様やJAバンク様に対して個別にヒアリングを行いまして、2024年1月までの移行に既に合意いただいているところでございます。今後の移行について、残り45行となっておりますので、引き続き、スムーズな更改に向けて支援してまいります。

25ページのエレベーター監視につきましては、上位の5社様で約9割の回線を御利用になられているということでございます。5社様の移行方式の確定とともに、移行への具体的な取組を実施しています。それ以外の1割の企業様につきましても、5社様の事例を活用しながら、個別に支援してまいります。現在、お伺いしている限りでは、警備と同様に補完策をつなぎで利用しつつ、モバイルを中心に順次移行していく方針と伺っておりますので、円滑な移行に向けて支援をしてまいります。

26ページ、企業内WANでございます。複数拠点を持つ法人のお客様の拠点間ネットワークのバックアップ回線として、御利用いただいているケースが多いということでございます。直近のメーカー調査によりますと、ISDNチップを搭載したルーター機器は、既に販売、サポートを終了しているとのこと。当社からも御提案を継続してまいります。いわゆる自然減も加速していくと、このように考えておるところでございます。

27ページのG4FAXでございますが、当社では既に10年前の2011年、他社様も2019年までには販売を停止しているところでございます。今後は、デジタル通信モードの利用料が発生しているお客様を対象とした面的な活動の中で、G4FAXを御利用のお客様と接点を持った場合には、個別に移行を支援してまいります。

この後、28ページと29ページにつきましては、ここまで説明した利用用途ごとの現況と、それから今後の対応についてまとめてございますので、後ほど御参考いただければと思っております。

右下30ページでございます。これ以降は、INSネットデジタル通信モード以外の終了するサービスについて御説明申し上げます。

31ページ目でございます。2017年10月の公表以降、ダイレクトメールや請求書同封等を用いて、サービス終了のお知らせを継続して実施しているところでございます。本年1月の公表以降、お送りしているダイレクトメールの中でも、重ねて御案内を実施しているところです。加えて、法人のお客様につきましては、個別の対応による移行の支援も進めております。ビル電話のように、ネットワークサービスによって代替ができる特定用途のサービス、あるいはお客様が利用する情報機器端末の設定変更等により対応いただけるようなサービスであっても、移行対応に期間を要するようなケースにつきましては、個別対応により、お客様の移行のフォローを行っているところでございます。

32ページでございます。終了するサービスのうち、ネットワークサービスにより代替ができる特定用途のサービスにつきまして、具体的なサービスや概要、主なお客様と、その代替策

をまとめてございます。ビル電話、ノーリング通信、支店代行電話、トーカー案内の概況と今後の取組につきまして、この後、御説明いたします。

33ページでございます。ビル電話は市場や商業施設など、グループの中で内線通話などに御利用されるサービスでございます。グループのオーナー様の移行方針を確認し、グループの参加者様にも対応を行う必要がございます。現在、御利用中の153のグループ、これにつきまして、既に移行方針の決定を確認してございます。7グループは、PBXなどを利用して一括移行ということになります。こちらは、お客様が予算化される時期に合わせまして、計画的に更改していくことから、現在は事前の現地調査など、移行に向けた準備を進めているところでございます。そのほかの146のグループは、グループ利用を終了し、参加者ごとの回線に移行いただく予定でございます。グループオーナー様から参加者に、ビル電話終了のお知らせをしていただいております。NTT東西からも、参加者に対する説明などを行い、光サービスや加入電話への回線移行が進められる見込みでございます。

34ページ、こちらはビル電話の移行事例でございますが、卸売市場での対応事例を御紹介いたします。グループオーナー様が自治体となっており、グループ利用を終了するという方針を御回答いただきましたことから、グループ参加者への回線移行対応を行うことになりました。参加者への個別説明をNTT東西に一任いただきましたが、事前に市場代表者の定例会議内で、NTT東西より説明させていただきましたことで、各店舗への訪問による御案内、会社の回線の移行対応について、スムーズに進めることができている状況でございます。

35ページ、ノーリング通信でございます。ガス事業者様や電力事業者様がメーターの遠隔検針などで利用するサービスです。事業者様へはサービス終了について説明を済ませており、約7割からはサービスの終了、移行承諾をいただいているところでございます。お客様の更改計画に合わせて、ノーリング通信の解約に対応したり、あるいは、ベンダーからの移行方式の提案に基づき、お客様に計画的な対応をお願いする、このような形を取ってございます。ベンダーとしては、弊社のグループ会社でございます、NTTテレコム社、こことも連携した対応を実施してございます。

36ページでございます。ガス事業者の検針やガスの消し忘れ通知、あるいは遠隔遮断サービスにノーリング通信を利用されているケースにおいて、移行事例を御紹介しているものでございます。検針を行う端末の新規導入や更改時に合わせまして、ベンダーからモバイルを利用する方式の導入を推奨いただいているところでございます。固定電話も減少しているため、モバイル方式と通信機能付メーターの利用が主流となっております、移行が進んでい

る状況でございます。端末更改時期が少し先になるというお客様に対しては、既存の検針を行う端末を用いて、検針については端末発信方式、遠隔遮断にはリングング方式を用いるというように、代替策をつなぎ的に利用するケースもございます。

37ページでございます。支店代行電話は、お客様が指定する地域の電話番号への着信を、別のエリアの事務所などに接続して受付できるサービスでございます。引越しや運送関連のお客様に主に御利用いただいているところでございます。代替サービスとしては、電話を転送するボイスワープ、あるいは、ナビダイヤルによる広域受付などを御紹介していますが、既にお客様のほうでウェブやフリーダイヤルなどを御利用されており、解約を予定されているという方も結構いらっしゃるということでございます。全体としては、約6割のお客様に移行承諾をいただいているところでございます。また、回線保有数の多いお客様につきましては、既に確認済みの移行時期や解約時期に合わせまして、対応を実施してまいりたいと思っております。

38ページ、トーキー案内でございますが、主に自治体様にて、消防の防災案内ですとか競輪、競艇の情報案内に利用されるケースが多いサービスです。サービス終了告知の上、消防関連では、自治体の約8割には移行提案を実施済みでございます。これまで、PSTNのネットワーク側での音声応答を行っていたところ、代替サービスでは、ひかり電話による着信とお客様宅に設置する音声応答装置の利用などを御提案しております。音声応答装置の導入に当たっては、利用調査による受付チャンネル数の設計や、ベンダーと連携した音声応答装置の導入準備、こちらを進めておりまして、お客様の予算化時期など更改希望時期に合わせた移行対応を進めてまいります。

39ページ、消防組合の移行事例を御紹介いたします。代替としましては、事業所向けの光IP電話とともに、自動音声応答装置の導入を御提案したのですが、現行の指令台から光IP受理回線を利用するIP指令台に更改するタイミングでトーキー案内の更改も御提案し、円滑な移行を実現することができました。

40ページは、これまで御説明した4つのサービスにつきまして、一覧にまとめたものになりますので、御参照いただければと思います。

41ページは、その他の終了するサービスでございます。各サービスの概要と、主なお客様をまとめてございます。法人のお客様向けサービス、個人のお客様向けのサービスに分けて、この後、取組を御説明してまいります。

42ページ、法人のお客様向けのサービスにつきましては、お客様が御利用されているPB

X、あるいはビジネスホンなどの端末において、例えばその発信を規制したり、短縮ダイヤルを登録するなど、設定の変更により対応が可能となっております。各サービスを御利用のお客様には、サービス終了までの間に設定変更のお願いを御案内させていただいているところです。移行対応までに期間を要するケースには、具体的には、例えばトリオホンの裁判所での利用や、あるいは着信用電話・着信専用機能を利用したダイヤルインの制御回線、これはPBX故障時にダイヤルインを停止させて、一般着信手順に切り替えるといったような制御に使っている回線でございますが、このようなケースがございます。あるいは、高速道路などに設置されている非常電話における短縮ダイヤルの利用、こういったものがございますが、個別対応によるお客様フォローを行って、丁寧に進めているところでございます。

43ページ、個人のお客様向けのサービスに対する取組です。サービスの終了につきましては、ダイレクトメールや請求書同封など、あらゆるコンタクト手段での御案内を行ってきるところでございます。ナンバー・アナウンスやナンバーお知らせ136、これにつきましては、視覚に障がいのあるお客様の御利用を想定し、ダイレクトメールだけではなく、ラジオ広告なども用いまして、丁寧にお知らせを進めております。

44ページ以降は、IP網への移行後も提供を継続するサービスについて御説明申し上げます。

45ページ、切替え後も手続不要で、継続してサービスを御利用いただけることのお知らせと合わせ、IP網移行に便乗した消費者被害の防止に向けまして、国民生活センター様、あるいは消費生活センター様と密に連携を取らせていただいております。以降で、具体的な取組を御説明申し上げます。

46ページ、注意喚起の強化として、地域婦人団体様などの機関誌へのお知らせ掲載をさせていただくとともに、自治体の広報紙へのお知らせの掲載もさせていただいているところがございます。今後も継続的に、団体様や自治体様と連携して注意喚起の実施に取り組んでまいります。

47ページ、国民生活センター様とは、本年1月の公表時にも意見交換をさせていただき、ホームページに注意喚起の掲載をいただいているところがございます。消費生活センター様とも意見交換をさせていただいております。今後も相談事例の収集をさせていただくなど、被害防止に向けた連携を強化してまいるところでございます。

48ページ、新たな媒体を活用した注意喚起にも取り組んでいるところがございます。ウェブ広告やラジオ広告、SNSも活用し、様々な媒体で注意喚起の取組を強化してまいりました。

49ページからは、緊急通報に関する状況について御説明いたします。

50ページでございます。消防本部様、警察庁様、海上保安庁様、それぞれのスケジュールについてまとめさせていただいております。光IP受理回線の導入状況等につきましては、この後のページにて御説明させていただきます。切替にあたりまして、指令台ベンダー様への勉強会やテストベッド検証等、これにつきましては、三本庁様と連携して進めさせていただいております。

51ページでございます。後ほど御説明させていただきます、光IP受理回線の導入に向けた、具体的な取組についてまとめております。ここに記載のとおり、運用開始まで各本部様、あるいはベンダー様と連携した取組を実施しているところでございます。

52ページ、53ページにつきましては、過去の委員会資料について引用させていただいておりますので、参考までに御参照いただければと思います。

54ページ、光IP受理回線の導入実績及び今後の予定になります。未導入の本部様が多いようにも見えますが、記載のとおり、各本部様より導入意向はいただいておりますので、前述のとおり、今後も時期確定、導入に向けて各本部様と連携してまいります。また、残り1社となっております、指令台メーカー様との検証につきましては、2022年、本年上期に完了予定でございます。

55ページからは、事業者間での対応状況について御説明申し上げます。

56ページでございます。意識合わせの場、関連会合における対応状況でございますが、前回の委員会以降、計10回を開催し、事業者様との議論を重ねてまいりました。

57ページ、固定電話着の切替開始時期につきましては、2023年1月と御説明しておりましたが、**「Ⅲ」**と書かれているところに記載しております、加入者交換機をIP網に接続する工程が前倒しで完了したこと、それからひかり電話着・固定電話着のIP接続の同時実施を要望する接続事業者にとって、接続開始時期の選択肢が広がり、より余裕を持った切替え工程の調整が可能となること、この2点を踏まえまして、2022年6月に前倒しをさせていただきました。

58ページでございます。IP接続への切替に向けた進捗状況について御説明申し上げます。円滑な切替に向けて、各社ごとの事前準備工程と各社間の切替状況を共有、可視化して、進捗を管理させていただいております。各社ごとの事前準備工程は、青で囲ってあるところでございますが、ここにつきましては、2022年内に対応完了する見込みでございます。各社間の切替ですが、IP接続の組合せパターン、組合せ数は全部で238パターンでございます。

赤囲みの接続試験につきましては、年内に全パターン調整完了するよう対応を進めておりまして、実際の工事、発信切替につきましても、引き続き調整を進めてまいります。資料の最後に移行パターンをつけさせていただいておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

59ページでございます。その他の検討状況でございますが、共用L2スイッチにつきましては、本年2月に商用機の引渡しを完了し、役務提供を開始いたしました。双方向番号ポータビリティにつきましては、事業者共通の受付システムの詳細検討を継続してございまして、2023年からの開発着手に向けて、議論を実施しているところでございます。IP接続への移行に係る費用負担でございますが、原則、2024年12月まで、現在の利用事業者で費用を負担することで、関係事業者間で合意済みでございます。固定発・携帯着通話に係る利用料金設定につきましては、2021年10月より、新たな通話料にて提供を開始してございます。マイラインでございますが、2022年2月より送付しておりますダイレクトメールに終了の御案内を同封し、周知を実施しているところでございます。今後、マイライン終了日、あるいは通話サービス卸の開始日等に係る議論を実施の上、2023年初頭のダイレクトメール送付に合わせて、御案内を実施する予定でございます。

最後、60ページでございますが、固定電話発通話のIP網への切替期間、切替方法についての検討状況について御説明申し上げます。これまで切替につきましては、2024年1月より開始し、2025年1月に完了予定と御説明しておりましたが、期間の短縮に向けて、今後、検討を進めていく考えでございます。理由としましては、切替期間の短縮により、お客様の混乱を最小化し、あるいは、より御利用いただきやすい料金を早期に御提供できると、このように考えるためでございます。今後、各事業者と課題の洗い出しや意識合わせを実施させていただいた上で、具体的な切替期間や方法を決定してまいります。

長くなりましたが、本日の御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、これから意見交換、質疑応答に入りたいと思います。今のNTT様からの御説明を踏まえまして、委員の皆様から御意見、御質問等ございましたら、チャットの文字メッセージで発言御希望ということで、その旨お伝えいただければと思います。いかがでございましょう。どなたかいらっしゃいますか。

相田委員、どうぞ御発言ください。

○相田主査代理 丁寧な御説明ありがとうございました。最後のページのところで気になっ

たんですけども、2024年1月1日をもってマイライン等は停止、それから、料金は全部、新フラットな料金に移行ということかと思ってたんですけども、何かマイライン廃止とか料金変更というのが、2024年1月1日ではなくなる可能性があるということなのでしょうか、というのが1点です。

それから、もう1点、その周知に関して、私のうちにダイレクトメールが来たのかどうかと、あまり記憶がないんですけども、今も申し上げたような変更時期とか、それからお客様側での変更は一切必要ないということ、お客様ごとに違う内容でしたら、もちろんダイレクトメールなり、個別にコンタクトを取るのが自然かもしれませんが、今回の件は、基本的に皆さん共通に周知すればいいということだとすると、テレビコマーシャルですとか、あるいはコマーシャルというよりは、マスコミの方々に実際の番組の内容として取り上げていただくとか、そういうことをもう少しやっていただくのがいいんじゃないかと思いましたので、こちらはコメントでございます。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。NTT様から何かありますか。いかがでしょう。

それでは、今、岡田委員からも御発言の御希望ございましたので、一応委員の方の御発言を伺った上で、まとめて御回答ということにさせていただきます。岡田委員、どうぞ御発言ください。

○岡田委員 ありがとうございます。私からは少し細かい質問で恐縮なんですけど、今のNTTさんの御説明資料の21ページ、電子商取引、EDIのスライドがあったかと思います。そこで、業界の方針が明確かつ業界の動きが活発化しており、移行が加速する見込みというお話があったのですが、教えていただきたいのは、インターネットEDI移行方針は、一般論になってしまいますけれども、いろいろな業界もあり、また、いろいろな企業規模のお客様がいて、なかなか想像の域のお話ですけど、そんなにスムーズに移行が進むものだろうか想像しているところです。今後、デジタル化対応、インターネット対応でEDIがもっと進められなければならないわけですけども、実際、このような移行が今後、加速する見込みと見ておられる背景、事情について情報があればぜひ教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○山内主査 ありがとうございます。ほかに御発言いらっしゃいますか。それでは、一旦切りたいと思います。今のお二人の発言について、NTT側からコメントがあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○NTT東日本（井上） NTT東日本の井上でございます。

相田先生の最初の御質問でございますが、もともと2024年1月に料金を見直すという予定でございましたので、2025年1月の切替え完了の期間が短縮になりましても、そこは変更はございません。

2点目にあった周知につきまして、ダイレクトメールだけではなく、もう少しマスコミ等を活用したほうがいいのではないかと、というアドバイスでございますが、こちらはまさしくその通りでございまして、今年の1月の公表内容の御説明のときにも、マスコミの方に多くお越しいただきまして、なかなか全国紙にまで載るということは少なかったのですが、ウェブメディアを中心に、記事にさせていただいたところでございます。今後につきましても、メディアの皆様には積極的にアクセスして、取り上げていただくよう工夫していきたいと思っています。それから、岡田先生から御質問いただきました、EDIでございますが、確かにいろいろな業界様で、いろいろな御利用をされているところでございます。移行が進む事情の1つには、主要な企業様に移りつつあり、その周辺の企業様につきましても、それに合わせて変更していただくことが進みつつあるというところがございます。もう一つは、発注側の団体、業界団体と連携させていただきまして、各企業様に対して、移行促進の御案内を進めていきたいと思っています。また、セミナーも実施しておりまして、2020年度には4回、2021年度には2回を行い、御理解を賜りながら、移行を進めているところでございます。

○山内主査 ありがとうございます。よろしいですか、相田委員、岡田委員。よろしければ、関口委員から今、御発言の御希望ですが、内容については、もう一度御発言いただきます。よろしくお願いたします。

○関口専門委員 関口でございます。よろしいですか。

○山内主査 どうぞ。

○関口専門委員 説明どうもありがとうございました。54ページの光IP受理回線の未導入本部については、先ほど井上様からの説明にもありましたように、数は多いけれども、移行については把握済みであるというお話を頂戴いたしました。先日の長期増分費用モデル研究会モデル検討ワーキンググループでも、2023年までの見通しについて情報をいただいたわけですが、その先については、先方の緊急通報台切替のタイミングを見計らってという説明があったんですが、2025年1月の切替完了時期との関係でいうと、ここがデッドラインとして守れるのか、あるいは先方次第で多少伸びることがあるのかについてだけ、教えていただければ幸いです。

○山内主査 ありがとうございます。ほかの方いらっしゃいませんか。そうであれば、東日本からお願いしたいと思います。

○NTT東日本（井上） NTT東日本の井上でございます。関口先生、御質問ありがとうございます。

受理機関における光IP受理回線導入について、まだ未導入の本部は結構ございますが、なるべく決めた切替時期で導入をいただくということに変わりはないですが、仮に、そこに少し間に合わない受理機関様が出た場合には、各本部様と連携を図っていきたいと考えております。2025年1月をもって全く使えなくなるということではございませんので、そこは連携の上、実施してまいりたいと思っております。

○関口専門委員 ありがとうございます。了解です。

○山内主査 よろしいですか。ほかにかがでしよう。長田委員、どうぞ御発言ください。

○長田専門委員 長田でございます。ありがとうございます。この検討が始まった最初の頃と比べると、本当に着実に進んでいるんだということが分かりました。消費者向けというか、ユーザー向けの注意喚起の強化もいろいろ御努力をいただいています。先ほども御提案ありましたように、少しお知らせの仕方もというか、対象者も変化させていく時期ではないかという気がします。私がかつて所属しておりました地域婦人団体の機関誌へのお知らせ掲載をずっとやっていただいておりますが、消費者団体はほかにもたくさんございますし、いろいろなところに少し裾野を広げていただくこともいいのではないかと思います。また、自治体の広報誌へのお知らせの掲載も有意義だと思いますけれども、共に自治体の広報誌は人の手による戸別配布をされているところが数多くありますので、一緒にお知らせのパンフレットを配布していただくというような別の手法も考えていくのもいいのではないかと思います。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、御意見ということで、若林委員、どうぞ御発言ください。

○若林専門委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

2点質問をさせていただきたいんですけども、終了サービスのうち、特定用途のノーリングであるとか、支店代行などの移行承諾済みの顧客というのが60%、70%ということで、デジタル通信モードなどと比べて低めなのかなという印象を持ったんですけども、これは予定どおりなのか、あるいは難しい問題等があるのかということが質問の第1点です。

それから、先ほど時期の前倒しというお話がありました。それは、顧客に対して選択肢を広

げるという意味で、メリットがあるという御説明をいただいて、それはよく分かったんですけども、それに伴うデメリットは特にないという理解でよろしいのかという2点をお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山内主査 ありがとうございます。いかがでございましょう。

○NTT東日本（井上） NTT東日本の井上でございます。特定用途のサービスでございますが、確かに数字上はまだ6割、7割の移行承諾といったところですが、基本的にはどういったお客様が使っているかということはきちんと分かっておりまして、既にお客様とアプローチができてございます。少し時間がかかっているのは、お客様のほうで、どのように移行するか少し検討に時間を要していることなどもございますので、移行方針が決まれば、すぐに切替えができると考えてございます。順調にというか、期限内には移行ができるのではないかと考えているところでございます。

○山内主査 よろしいですか。

○NTT東日本（井上） それから、前倒しにより期間を短くすることによるデメリットでございますが、メリットは先ほど申し上げたとおりでございますが、デメリットにつきましては、特にないと思っておりますが、各通信事業者ともよく話し合いの上、決めていきたいと、このように思っております。

○山内主査 ありがとうございます。若林委員、よろしいですか。

○若林専門委員 大丈夫です。どうもありがとうございます。

○山内主査 ありがとうございます。他にいかがでしょう。特によろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、今、貴重な意見、特に情報発信の方法等についてのものが多かったのかと思えますけれども、そういった議論を踏まえて、NTTをはじめとする関係者の皆様には、引き続き着実な取組をお願いしたいと思います。本委員会といたしましては、固定電話網のIP網への円滑な移行に向けて、今後とも定期的なフォローアップを続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

ほかに特段発言がないようでしたら、これで本日の議事は終了とさせていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

最後に、事務局から次回の日程等について、御連絡をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○川野事業政策課課長補佐 事務局でございます。次回の委員会日程等につきましては、別途

御案内いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内主査　それでは、御熱心に御討議いただきまして、ありがとうございました。本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。